

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年9月13日
【四半期会計期間】	第67期第2四半期（自 2019年5月1日 至 2019年7月31日）
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本大寛
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052 - 532 - 2211（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 西垣正孝
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052 - 532 - 2211（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 西垣正孝
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 （東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第2四半期連結 累計期間	第67期 第2四半期連結 累計期間	第66期
会計期間	自2018年 2月1日 至2018年 7月31日	自2019年 2月1日 至2019年 7月31日	自2018年 2月1日 至2019年 1月31日
売上高 (百万円)	28,853	27,748	62,901
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	203	125	238
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失 ( ) (百万円)	226	121	323
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	94	145	34
純資産額 (百万円)	11,861	11,617	11,781
総資産額 (百万円)	26,734	23,477	27,920
1株当たり四半期(当期)純利 益又は1株当たり四半期純損失 ( ) (円)	30.98	16.63	44.22
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	-	16.58	44.09
自己資本比率 (%)	44.3	49.4	42.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	195	551	743
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	150	142	157
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	361	1,534	637
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	3,592	3,115	3,964

回次	第66期 第2四半期連結 会計期間	第67期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自2018年 5月1日 至2018年 7月31日	自2019年 5月1日 至2019年 7月31日
1株当たり四半期純損失 ( ) (円)	28.83	22.72

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、第66期第2四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間(2019年2月1日～2019年7月31日)におけるわが国経済は、景気は全体として緩やかな回復基調を続けておりますが、米中貿易摩擦の深刻化や欧州の政治・経済の不安定化等の影響で、先行きは依然として不透明な状況となりました。

当アパレル業界では、全体としてファッション関連の販売は、生活必需品の値上や天候不順などを受け、消費者の節約志向は依然として根強く、厳しい事業環境が続きました。

このような事業環境の中、当社グループは、中期経営計画の基本方針として、アパレル事業の創る力をベースに業態・機能を掛け合わせることで、新業態の確立、アパレルの機能強化、事業領域の拡大を推進しております。

売上高は、事業領域の拡大として昨年9月に帽子アイテムを中心に卸売販売する株式会社中初をM&Aしたことや、専門店向け、EC向けの販売を増やす一方で、前期末に子会社のスタイリンク株式会社を解散したことや6月以降の低温などの天候不順による影響により減少となりました。

利益面ではアパレル卸売において、各販売チャンネルにおける採算性の見直しや主力工場への生産集約、アセアン工場へのシフトによる原価低減に努めました。また、アパレル小売では今期よりEC専用の新ブランド「N.O.R.C」(ノーク)を立ち上げる等、消費者への直接販売が拡大したことで、売上高総利益率が前年から2.3ポイント改善しました。経費はEC関連のシステム投資や販売促進費用の増加により売上高販管費率は前年から1.2ポイント上昇しました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、277億48百万円(前年同期比3.8%減)、営業利益は、24百万円(前年同期は3億12百万円の営業損失)、経常利益は、1億25百万円(前年同期は2億3百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純利益は、投資有価証券売却益1億10百万円の計上等により1億21百万円(前年同期は2億26百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

販売チャンネル別の売上高は、以下のとおりです。

区 分	金額(百万円)	前年同期比(%)
専 門 店	12,930	+2.7
量 販 店	10,241	8.1
無 店 舗	2,663	17.7
百 貨 店 他	1,367	8.0
E C	416	+99.7
そ の 他	129	28.3
合 計	27,748	3.8

(注) 当期より表記の見直しを行い、旧区分「専門店」「量販店」「無店舗」「その他卸売」「小売」「その他」「消去」から、新区分「専門店」「量販店」「無店舗」「百貨店他」「EC」「その他」に変更しております。なお、前年同期比は新区分による同水準比較としております。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

当第2四半期連結会計期間末の総資産は234億77百万円となり、前連結会計年度末に比べ44億42百万円の減少となりました。

流動資産は147億87百万円となり、前連結会計年度末に比べ38億90百万円の減少となりました。流動資産の減少の主な要因は、売上債権が27億14百万円減少し、現金及び預金が8億59百万円減少したこと等によります。

固定資産は86億75百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億50百万円の減少となりました。固定資産の減少の主な要因は、投資有価証券が5億29百万円減少したこと等によります。

### (負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債は118億60百万円となり、前連結会計年度末に比べ42億78百万円の減少となりました。

流動負債は96億55百万円となり、前連結会計年度末に比べ36億66百万円の減少となりました。流動負債の減少の主な要因は、仕入債務が20億41百万円減少し、短期借入金が11億57百万円減少したこと等によります。

固定負債は22億4百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億11百万円の減少となりました。固定負債の減少の主な要因は、その他の固定負債が2億92百万円減少し、長期借入金が2億47百万円減少したこと等によります。

### (純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は116億17百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億64百万円の減少となりました。純資産の減少の主な要因は、利益剰余金が94百万円増加したものの、その他有価証券評価差額金が3億39百万円減少したこと等によります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ8億48百万円減少し、31億15百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、5億51百万円の収入(前年同期は1億95百万円の支出)となりました。これは、仕入債務の減少が20億41百万円(前年同期は23億78百万円の減少)となったものの、売上債権の減少が27億12百万円(前年同期は25億67百万円の減少)となったこと等によります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、1億42百万円の収入(前年同期は1億50百万円の収入)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が28百万円(前年同期は48百万円)となったものの、投資有価証券の売却による収入が2億45百万円(前年同期は0百万円)となったこと等によります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、15億34百万円の支出(前年同期は3億61百万円の支出)となりました。これは、短期借入金の減少が11億57百万円(前年同期は短期借入金の増加が27百万円)、長期借入金の返済による支出が3億49百万円(前年同期は3億62百万円)となったこと等によります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### 基本方針の実現に資する取組み

##### (イ) 企業価値向上への取組み

当社は、1953年に櫻屋商事株式会社を設立し、婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ、業容を拡大してまいりました。2001年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながら店舗、EC販売での小売事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップクラスの企画・生産力を持ち、年間5,500万枚の高感度・高品質・リーズナブルな価格の商品を製造することです。主力となる製造卸売事業では、トップスからボトムまでのフルアイテムを専門店、量販店、無店舗等、マルチチャネルに販売しております。小売事業では、多彩なブランドを店舗やECを通じ直接消費者に販売しております。

また、グループ会社では、専門店へのメンズODM販売の(株)サードオフィス、レディースの帽子の(株)中初がグループ会社に加わったことにより、当社の事業領域を補完しております。これらを支える生産及び物流の基盤として、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的な生産体制、海外検品と国内自社センターとの連携による物流ネットワークなど、グローバルなサプライチェーンを構築しております。

##### (ロ) コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの確立は、経営の効率性、公正性、適法性を高め、多様なステークホルダーと適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすことに繋がり、長期的には企業価値・株主共同の利益の向上に資すると考えております。したがって、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と認識しており、意思決定及び業務執行において監視・監督機能が適切に組み込まれた体制の構築やコンプライアンス体制の強化など、その強化・確立に努めてまいります。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、業務執行機関として執行役員制度を導入しております。

また、現在当社の取締役6名のうち2名は社外取締役であり監査役4名のうち2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、取締役の任期は、事業年度ごとに経営陣の責任を明確化するため、1年となっております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

#### 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株券等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入しており、有効期間は、2022年1月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等(以下に定義されます。)が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為又はこれらの提案(以下併せて「買付等」といいます。)を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案(もしあれば)等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得

た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、当社取締役会等を通じて買付者等との協議・交渉を行い、当社は本プランの進捗状況や独立委員会による勧告等の概要について情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。ただし、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施の勧告に際して、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合等には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し株主の皆様意思を確認します。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.crossplus.co.jp/>)に掲載しております。

#### 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、上記に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としたものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### ・買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、( )必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

##### ・株主共同の利益の確保・向上を目的として継続されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

##### ・株主意思を重視するものであること

本プランは、2019年4月25日に開催の当社第66回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認するものとされており、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。

##### ・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様情報開示をすることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

##### ・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ客観的要件が充足されなければ新株予約権の無償割当てが実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

##### ・第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

##### ・当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされており、従って、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

##### ・デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

( 5 ) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,600,000
計	31,600,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年9月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,718,800	7,718,800	東京証券取引所市場第二 部及び名古屋証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株
計	7,718,800	7,718,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年5月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社執行役員 7
新株予約権の数(個)	129
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 12,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2019年6月4日 至 2048年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 519.950 資本組入額 259.975 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権については、当社の取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権証券の発行時(2019年6月3日)における内容を記載しております。

##### (注)1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

##### 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者は、前記にかかわらず、2048年6月3日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2048年6月4日から2049年6月3日までに新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### 4. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年5月1日～ 2019年7月31日	-	7,718,800	-	1,944	-	2,007

(5) 【大株主の状況】

2019年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
辻 村 隆 幸	名古屋市昭和区	596	8.12
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	368	5.02
クロスプラス社員持株会	名古屋市西区花の木3丁目9番13号	309	4.22
田村駒株式会社	大阪市中央区安土町3丁目3番9号	238	3.25
森 文 夫	名古屋市守山区	233	3.18
株式会社ヤギ	大阪市中央区久太郎町2丁目2番8号	218	2.98
有限会社シーピーモアー	名古屋市昭和区広路町隼人25番1号	191	2.60
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	166	2.26
C P 共栄会	名古屋市西区花の木3丁目9番13号	152	2.07
シーピーホールディング株式 会社	名古屋市西区花の木3丁目9番13号	140	1.90
計	-	2,614	35.65

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2019年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 386,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,328,000	73,280	-
単元未満株式	普通株式 4,100	-	-
発行済株式総数	7,718,800	-	-
総株主の議決権	-	73,280	-

## 【自己株式等】

2019年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
クロスプラス株式会社	名古屋市西区花の木三丁目 9番13号	386,700		386,700	5.00
計		386,700		386,700	5.00

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2019年5月1日から2019年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年2月1日から2019年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,226	3,366
受取手形及び売掛金	10,326	7,356
電子記録債権	1,496	1,752
商品	2,173	1,906
貯蔵品	30	25
その他	444	397
貸倒引当金	20	18
流動資産合計	18,677	14,787
固定資産		
有形固定資産	4,171	4,124
無形固定資産		
のれん	328	289
その他	149	148
無形固定資産合計	478	438
投資その他の資産		
投資有価証券	4,051	3,521
その他	1,524	1,590
投資その他の資産合計	4,576	4,112
固定資産合計	9,225	8,675
繰延資産		
開業費	17	14
繰延資産合計	17	14
資産合計	27,920	23,477
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,147	3,076
電子記録債務	4,635	3,663
短期借入金	3,215	3,100
1年内返済予定の長期借入金	630	528
未払法人税等	117	41
賞与引当金	93	103
返品調整引当金	43	42
その他	1,499	1,199
流動負債合計	13,322	9,655
固定負債		
長期借入金	1,118	870
退職給付に係る負債	950	879
その他	746	453
固定負債合計	2,815	2,204
負債合計	16,138	11,860

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年7月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,944	1,944
資本剰余金	2,007	2,007
利益剰余金	7,203	7,297
自己株式	528	513
株主資本合計	10,626	10,736
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,278	938
繰延ヘッジ損益	126	49
為替換算調整勘定	24	12
退職給付に係る調整累計額	40	33
その他の包括利益累計額合計	1,135	868
新株予約権	19	12
純資産合計	11,781	11,617
負債純資産合計	27,920	23,477

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年2月1日 至 2018年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)
売上高	28,853	27,748
売上原価	23,323	21,762
売上総利益	5,530	5,985
返品調整引当金戻入額	50	42
返品調整引当金繰入額	29	42
差引売上総利益	5,550	5,986
販売費及び一般管理費	5,862	5,961
営業利益又は営業損失( )	312	24
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	52	52
受取家賃	72	71
その他	27	10
営業外収益合計	155	137
営業外費用		
支払利息	16	10
賃貸収入原価	23	22
その他	6	2
営業外費用合計	46	36
経常利益又は経常損失( )	203	125
特別利益		
固定資産売却益	2	-
投資有価証券売却益	-	110
その他	-	1
特別利益合計	2	112
特別損失		
固定資産売却損	0	-
品質関連対応費用	46	-
事業整理損	2	1
その他	16	0
特別損失合計	66	1
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	267	236
法人税、住民税及び事業税	11	16
法人税等調整額	51	97
法人税等合計	40	114
四半期純利益又は四半期純損失( )	226	121
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失( )	226	121



## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年2月1日 至 2018年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	226	121
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	16	339
繰延ヘッジ損益	343	77
為替換算調整勘定	15	12
退職給付に係る調整額	10	6
その他の包括利益合計	321	267
四半期包括利益	94	145
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	94	145
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年2月1日 至 2018年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	267	236
減価償却費	93	99
のれん償却額	20	38
受取利息及び受取配当金	55	55
支払利息	16	10
投資有価証券売却損益( は益)	1	110
売上債権の増減額( は増加)	2,567	2,712
たな卸資産の増減額( は増加)	243	270
仕入債務の増減額( は減少)	2,378	2,041
その他	415	562
小計	172	597
利息及び配当金の受取額	53	53
利息の支払額	16	10
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	60	88
営業活動によるキャッシュ・フロー	195	551
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	48	28
投資有価証券の売却による収入	0	245
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	233	-
その他	34	73
投資活動によるキャッシュ・フロー	150	142
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	27	1,157
長期借入金の返済による支出	362	349
配当金の支払額	21	22
その他	5	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	361	1,534
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	9
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	416	848
現金及び現金同等物の期首残高	4,009	3,964
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,592	3,115

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2019年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年7月31日)
投資その他の資産(その他)	2百万円	3百万円

2 偶発債務

電子記録債権割引高

	前連結会計年度 (2019年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年7月31日)
電子記録債権割引高	942百万円	-百万円

3 当座貸越契約

当社及び連結子会社(株式会社サードオフィス、株式会社中初及び株式会社クリーズ)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年7月31日)
当座貸越極度額	6,130百万円	7,380百万円
借入実行残高	1,989	1,000
差引額	4,141	6,380

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年2月1日 至 2018年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)
給料手当	1,679百万円	1,661百万円
賞与引当金繰入額	101	97
退職給付費用	72	79

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年2月1日 至 2018年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)
現金及び預金	3,821百万円	3,366百万円
社内預金の保全に供している預金	228	220
預入期間が3か月を超える定期預金	-	30
現金及び現金同等物	3,592	3,115

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年2月1日 至 2018年7月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年3月23日 取締役会	普通株式	21百万円	3円00銭	2018年1月31日	2018年4月9日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年9月14日 取締役会	普通株式	21百万円	3円00銭	2018年7月31日	2018年10月24日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年3月22日 取締役会	普通株式	21百万円	3円00銭	2019年1月31日	2019年4月8日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年9月13日 取締役会	普通株式	36百万円	5円00銭	2019年7月31日	2019年10月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年2月1日 至 2018年7月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年2月1日 至 2018年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( )	30円98銭	16円63銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )(百万円)	226	121
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )(百万円)	226	121
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,318	7,328
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	16円58銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	20
(うち新株予約権(千株))	-	(20)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、前第2四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2019年9月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 配当金の総額・・・・・・・・・・36百万円
- (2) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・5円00銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・2019年10月24日

(注) 2019年7月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年9月12日

クロスプラス株式会社  
取締役会 御中

### ひびき監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 倉持政義 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 富田雅彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の2019年2月1日から2020年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年5月1日から2019年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年2月1日から2019年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社の2019年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。